

長期休業中の研修問題についての

市 教 組 の 見 解

さいたま市学校職員服務規程の一部改正に関連して

さいたま市教組情宣

さいたま市
教職員組合
(埼玉教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saisikyouso@mx2.
et.tiki.ne.jp

2002.10.10(木)

No. 12

さいたま市教育委員会は、八月二十三日付で「さいたま市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令」を公布し、十月一日から施行しました。

改正の主な内容は……

改正の主な内容は、研修承認の様式を、一括したものとから、日ごとのものにしたことと校長が研修を承認するにあたって、その内容など承認に必要な資料の提出を求めることができるようにしたこと、そして研修報告書の様式を定め、研修を承認した日ごとに報告することを義務づけた点にあります。

文部科学省や県教委は、完全学校五日制実施にとまなぐ「指定休のまとめどり」がなくなつたことを機に、「学校教育への信頼を損なうことのないよう」という理由等で、長期休業中の、勤務場所を離れての自主研修の取得の内容にまで立ち入って制限を図る

うとしてきました。

教育行政の本来の仕事と

教員の研修権

本来、教育行政の仕事は、教育公務員特例法（以下「教特法」）に明記されているように、研修の施設や機会などの条件整備を行うことであつて、教員の研修権を制限することではありません。「教特法」第十九条では、「教育公務員は、その職務を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」とし、任免権者には、研修施設機会を与えるべき事を定めています。また第二十条では、「教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない」とし、二項では、「教員は、授業に差し障りのない限り、本属長の承認を受けて、勤務地を離れて研修を行うことができる」としています。

そもそも、この法律制定にあつた時の提案理由補足説明では、教育公務員の研修は、「単に義務的になされるということではなく」「権利的にもそういうことができるような仕組みにしておかなければならない」「権利として研修をなし得るような機会」を必要とするとしています。

研修は自主的・自発的であつてこそ意義がある

つまり、これは一般公務員の研修が「勤務能率の発揮及び増進」のため主に任免権者が計画・実施するものとは大きく異なり、教育公務員の研修が自主的な専門的研修と人間的な修養が必要不可欠であることを確認したものです。そうした自主性・自発性を尊重し、「研修を行うこと」に重要な意義があるのであつて、自主的研修の内容や時間・場所を不当に制限することは研修の内容を狭めることにながります。

教職員の力量を高めるために自主的な研究(研修)は

欠かすことができない

今日、子どもと教育をめぐる深刻な事態は、学力の保障をはじめとした子どもたちの人間形成をどのようにすすめるか、深い子どもへの理解と科学的で系統性のある教科教育、発達の筋道にたつた自主活動など、子どもたちと学校の実態をふまえた教職員の力量形成があらためて求められています。そのためにも、一定の時間をとつた自主的で自発的な研究は欠かすことのできない課題です。とりわけ夏期休業中は、普段できない時間をかけた研修を旺盛にすすめる絶好の機会です。そうした意味から、教職員の研修は「勤務地を離れて」行うことができるのであつて、申請があれば「授業に支障がない限り」学校長は承認をしなければならぬのです。学校長が行うべき仕事は「授業に支障があるかどうか」の確認に限られているのです。

〈裏面に続く〉

服務規程の改悪は

研修権の保障や

研究の自由を

侵害している

しかし、今回の服務規程の改正（改悪）は、学校長に対して服務監督のみを強調し、権利としての研修を軽視するものになっています。また本来学校長が定めるべき「研修承認願」や「研修報告書」の様式を統一したりもしています。これらのことは、「教特法」の研修権の保障や研究の自由を侵害するものです。

事実、服務規程の改悪を先取りするかに、この夏に研修を取得しようとした時、「あなたが（研修を）とらなければ、これうちの学校は研修ゼロになる。」と言ってはばからない校長が出てきたり、民間教育団体の参加は、「組合色が強いので研修として認められない。」と言い出す校長が出てきたりしています。これは、「大いに研修をとってほしい。」とする市教委の見解とは逆行するものです。

この夏のさいたま市の

研修取得状況

一人も研修を取らなかった学校が十九校も！

事実、県教委調査によると、この夏のさいたま市の研修取得者は、3625人中891人であり、その率は24.6%。取得日数は3966日で、一人あたりの日数に換算すると1.09日にしかならず、極めて少ないと言わざるを得ません。なお一人も研修を取らなかった学校が19校もあることを行政はどのように判断しているのでしょうか。

また、今回の服務規程の改正は、一方的に市教委から「訓令」というかたちで現場に下りてきました。「研修問題は管理運営事項であるから」というのがその主な理由でしょうが、「教特法」の研修権の保障や研究の自由を侵害するおそれがあるものを、一方的に押しつけることは、たとえ「管理運営事項」であっても簡単に行うべきものではありません。また、教員の研究や研修の自主性・自発性を制限することは、教育の管理統制につながることになり、明らかに教育基本法に反する行為で、いかなる理由であっ

てもやってはならないことです。少なくともさいたま市の教職員の代表である教職員組合との交渉を早急に持つ事と施行の延期を行うことが、行政としての最低限の誠意ある態度だと考えます。

攻撃をはねのけ、自主的

自発的な研修を大いに！

いま、新学習指導要領全面实施、完全学校五日制実施にもなつて、父母・市民の教育に対する関心が高まり、学校教育への要求と期待はさらに大きくなっています。私たち教職員は、これらの願いや要求に応え、父母・市民とともに子どもたちの成長・発達を保障する学校づくりをすすめるためにも、教育研究活動をすすめる教育実践や教育活動に生かすことが求められています。中でも夏期休業などの長期休業期間は、日頃の多忙な毎日ではできない研究・研修をすすめる絶好の機会です。私たちは教員の研修権に対する攻撃をはねのけ、自主的・自発的に研修権を大いに行使するよう今後も奮闘するものです。

「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について」：県教育局の調査結果より

◆「職専免研修」をまったく取得しなかった学校◆

- | | | | | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 【浦和地区・小学校】 | ○南浦和小 | ○北浦和小 | ○仲町小 | ○針ヶ谷小 | ○大谷場東小 |
| | ○大門小 | ○野田小 | ○西浦和小 | ○田島小 | ○浦和大里小 |
| | ○中尾小 | ○大牧小 | ○常盤北小 | | |
| 【大宮地区・小学校】 | ○大宮北小 | ○馬宮東小 | ○馬宮西小 | | |
| 【与野地区・小学校】 | なし | | | | |
| 【浦和地区・中学校】 | ○原山中 | ○田島中 | | | |
| 【大宮地区・中学校】 | ○大宮東中 | ○片柳中 | ○泰平中 | | |
| 【与野地区・中学校】 | なし | | | | |

◆「職専免研修」取得状況

- | | | | |
|-----------|--------------------|---------------|------|
| ●小学校研修取得者 | 612人/2286人 (26.8%) | ●小学校研修取得者平均日数 | 4.3日 |
| ●中学校研修取得者 | 279人/1339人 (20.8%) | ●中学校研修取得者平均日数 | 4.8日 |